

(様式 4)

高崎市監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 5 日

高崎市代表監査委員

小泉 貴代子





第234-14号

令和5年11月22日

高崎市監査委員 小泉 貴代子 様
同 折田 慶太 様
同 丸山 覚 様
同 渡邊 幹治 様

高崎市長 富岡 賢治
(担当: 福祉部長寿社会課)



監査結果に係る措置について

令和5年11月1日に報告を受けた監査結果について、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査結果	(指摘事項) <p>ア 要綱の規定に基づき適正な執行を行うこと。 高崎市老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第5条別表第2の3対象経費では、「消費税及び地方消費税は含まない」としていますが、消費税を除かず補助金を算定し、交付決定額として支払っていました。 要綱の規定に反した補助金の過払いにあたり不適切です。</p>
措置内容	補助金額の是正のため、令和5年11月に対象法人に対し超過交付分の返還依頼を行い、同月、返還を受けました。 また、交付事務に係るチェック表を作成し、複数職員による確認を実施することで、漏れなく点検が行えるよう事務処理体制を整備しました。

※1 監査結果欄には、指摘事項等を記載すること。

2 措置内容欄には、是正改善等を行った内容、措置を実施又は開始した時期、開始年度等を記載すること。

